

記者発表資料
令和7年10月16日（木）
小田原市企画部職員課 二見
電話：0465-33-1240
同企画部コンプライアンス推進課 岩崎
電話：0465-33-1219
同環境部環境事業センター 石塚
電話：0465-34-7325

報道機関 各位

職員の処分等について

1 公務外における自動車運転で速度超過違反等をし、交通事故を起こした職員の処分について

- (1) 被処分者 環境部 清掃技能員 20歳代 男性
- (2) 処分日 令和7年10月16日
- (3) 処分内容 停職2月間
- (4) 事案の概要及び処分理由

被処分者は、令和6年6月6日、公務外で時速約40キロメートルの速度超過により自動車を運転し、信号機のある交差点で右折進行してきた自動車と衝突させて相手方に傷害を負わせた。この行為は、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であるとともに地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反した。

(5) 経緯

令和6年6月6日 交通事故発生（同月13日、被処分者から事故報告）
令和7年7月17日 過失運転致傷罪で起訴
令和7年9月19日 被処分者から、起訴された旨の報告

(6) 管理監督責任について

なし

2 環境事業センターにおける不正経理に係る案件について

(1) 懲戒免職処分となった元環境事業センター職員に係る案件の調査結果について

ア 概要

元環境部環境事業センター職員（令和6年3月13日懲戒免職処分。以下「元職員」）は、環境事業センターの焼却炉に使用する薬剤の発注担当者としての立場を利用し、納入業者の担当者と共謀して、平成31年2月13日から令和2年3月25日までの期間において、薬剤の数量を水増し請求させ、31件、4,413,140円を担当者に管理させた上、自己の利益に供させた詐欺容疑で逮捕、令和6年5月に有罪判決を言い渡された。

市では、顧問弁護士の助言を受けながら、裁判記録や関連する会計情報等の精査、関係者へのヒアリング等調査を実施した。

イ 調査結果

元職員は、公判の対象になった期間以前の、平成29年5月24日から平成31年1月16日までの期間において、納入業者に薬剤の数量を水増し請求させ、29件、3,637,872円を管理させたほか、平成28年10月5日から令和2年1月31日まで及び令和3年11月24日から令和5年9月22日までの期間において、納入業者に実際とは異なる消耗品の納品伝票を作成させ、36件、1,440,402円の支払いをさせることにより、環境事業センターで使用する工具等を取得したほか、自己の利益に供させた。

ウ 被害額への対応について

元職員による被害額については、原則として、不正経理相当額の損賠賠償を求めるが、すでに公用物品として使用済みのものもあることから、顧問弁護士の助言に基づき、業務上不可欠な物品であること等の要件を満たす場合のみ、客観的な資料で調査した価格と比較した上で、損害賠償額から控除することとし、元職員代理人弁護士を通じて請求した。

不正経理額（公判分を除く）	業務上不可欠な物品等の額	損害賠償請求額
5,078,274 円	1,713,637 円	3,364,637 円

(2) (1) 以外に行われた薬剤の水増し請求等による不正経理に係る職員の処分について

ア 被処分者 環境部 係長 50歳代 男性

イ 処分日 令和7年10月16日

ウ 処分内容 停職1月間

エ 事案の概要及び処分理由

令和2年6月15日から令和3年5月25日までの期間、納入業者に薬剤の数量を水増し請求させ、20件、3,171,300円を管理させた上、その金で環境事業センターで使用する工具、検査機器や電話機等を取得した。

また、令和5年5月8日、機材の修繕部品の調達のため、納入業者に実際とは異なる納品伝票を作成させ、97,240 円の支払いをさせた。当該行為は、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であるとともに地方公務員法第 33 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反した。

オ 経緯

元職員の調査の過程で、関係職員にヒアリングを行ったところ、当該職員から、元職員と共犯関係はないものの、令和2年4月の元職員異動後に、薬剤の水増し請求を行い、業務上必要な物品を取得していたという申し出があった。

カ 被害額への対応について

元職員の詐欺事件と異なり、自己の利益を図ったものではないが、不正経理であることから、元職員同様、原則として、不正経理相当額の損賠賠償を求め、業務上不可欠な物品等についてのみ控除することとした。なお、損害賠償額は既に当該職員が納付している。

不正経理額	業務上不可欠な物品等の額	損害賠償請求額
3,268,540 円	1,345,597 円	1,922,943 円

(3) 管理監督責任について

(1)及び(2)に係る管理監督責任として、令和7年10月16日付で次のとおり職員の懲戒処分を行いました。

事件当時の役職	処分内容	処分理由	現在の所属・職名
環境部 副部長	1 月間 給料の 10 分の 1 の減額	地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号 地方公務員法第 33 条	担当部長 60 歳代 男性
環境部 副部長、所長	2 月間 給料の 10 分の 1 の減額		上下水道局 係長 60 歳代 男性
環境部 副所長、係長	1 月間 給料の 10 分の 1 の減額		環境部 副所長 50 歳代 男性

※上記のほか、3 名に対し文書訓告を行いました。

(4) 不正経理等に係る再発防止策について

今回の不正経理等に係る不祥事の主な原因としては、被処分者の公務員としての倫理意識の欠如や納品時のチェック体制の不備が挙げられます。こうした原因を踏まえ、次のような再発防止策をコンプライアンス推進委員会で検討します。

- ① コンプライアンス推進委員会での幹部職員に対する不祥事防止の徹底
- ② 物品の納品時における確認方法の見直しの徹底
- ③ 管理監督者を対象とした不正経理防止研修の実施

④ コンプライアンス実態調査の実施

⑤ 係ミーティングの実施

■市長コメント

今回の不祥事につきましては、市民の皆様を始め多くの方々の公務への信頼を損ねたことを深くお詫び申し上げます。

不正経理については、当該職員自身の倫理観はもとより、それをチェックし、防ぐことができなかった組織体制についても深く反省し、二度とこのようなことを起こすことのないよう、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、不正経理を起こさない組織体制を構築してまいります。

また、交通法規の違反は、重大な事故にもつながる非違行為であることから、再びこのような事態を発生させないよう、職員一人ひとりが、全体の奉仕者であることを改めて強く自覚するとともに、一般の市民以上に高度の行為規範が要求されていることを認識するよう徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

■根拠法規

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

地方公務員法第 33 条

※地方公務員法第 29 条（抄）

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

※地方公務員法第 33 条

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。